

第26回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

令和2年6月5日(金)
経営会議終了後
議 場

検討事項1 東京アラート発動後の市の対応について

1 都の対応

(1) 現時点

都は3段階で行う休業要請の緩和のうち、6月1日に「第2段階」に移行

(2) 東京アラートの仕組み

- ① 1日当たりの新規感染者数が直近7日間平均で20人以上
- ② 感染経路不明者の割合が50%以上
- ③ 週単位の感染者の増加比が1を超える

※ 3指標を一つでも満たした場合、医療体制なども踏まえて発動を検討する

※ 都が最も樹脂する指標は①とされている

(3) 現状

- ① 16.3人で目安を下回っている
- ② 50%
- ③ 2.15倍で超えている。

(4) 事業者には休業を再要請する基準

- ① 1日当たりの新規感染者数が直近7日間平均で50人
- ② 感染経路不明者の割合が50%
- ③ 週単位の感染者の増加比が2

※ その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、休業の再要請を実施する。

2 市の対応

(1) 東京アラート発動（現時点）

- ① 現在の対応は変わらない（公共施設は開館するなど）
- ② 3密回避の啓発を実施する（実施案）
 - HP・・・3密回避や感染症対策徹底の呼びかけ
 - 公共施設・・・ポスター掲示
 - 各窓口・・・チラシ配布
 - 屋外体育施設など・・・横断幕の掲示による呼びかけ
 - 各部の関わり合いで、民間事業者（市民が生活の中で訪れる場所や交通手段）へ啓発の協力を要請 など

(2) 休業要請発動の場合

- その時点での状況を検証し、市として実施できる手法を実施する

検討事項2 公共施設の開館について

1 方針

- どのような手法や使い方をういれば、安全に施設を使用できるかを、施設利用者と検討する期間を設けることとする（モニタリング期間）
- その期間は施設貸出から8月末までとする
- その間は、施設使用料は免除することとする。
 - ※ 施設側で新たに制限を設けていない場合は、通常通りの貸し出しとする
 - ※ 屋外体育施設は対象外とする
 - ※ 市外団体・市外個人は対象外とする

2 各施設管理者への依頼事項

- 8月末までの間に、「三密」を作らない事や、「新しい日常」を踏まえた使用方法を十分に検討し、施設利用者が安全に使用できるような使用方法を構築すること。
- 万が一、感染者が発生した場合、構築した使用方法に課題が発生していなかったのか、速やかに検証できるようにしておくこと。
- モニタリング期間において、利用者の意向を把握できるような工夫を行うこと。
- 施設利用者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する予防策のチラシ等を配布し、啓発を図ること。
- モニタリング期間の意義を丁寧に説明し、利用方法等について相互の理解を深める事へのご協力をお願いすること
- モニタリング期間（使用料減免）において、利用者が急増するなどして三密を引き起こす場合には、利用方法の見直しを図る。

検討事項3 今後の体制について

1 今後の体制について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症対策は、今後、第2波・第3波に備えるとともに、新しい日常への対応や、市民生活を下支えするなど、今後も長期戦となると考えられることから、現在の体制を維持させて頂きたい。

(2) 体制の維持等

① 新型コロナウイルス感染症対策本部

- 現在の体制を維持する
- 対処すべき事態が発生した場合は、速やかに本部会議を開催し対応にあたる
- 協議案件等が発生した場合は、経営会議後に開催する（緊急の場合は除く）

② 新型コロナウイルス感染症対策本部課長会

- 対策本部と同様の取扱いとする

③ 期間

- 特に定めず

(3) 自然災害との関係性

- 新型コロナウイルス感染症が収束する前に、風水害等の自然災害が発生した場合は、災害対策基本法及び多摩市地域防災計画に基づいた「多摩市災害対策本部」を設置いたします
- 各本部とも構成員は同様です

2 自然災害が発生した場合、もしくは、発生する恐れがある場合への対応

(1) 自然災害と感染症対策の「複合災害」への対策方針

- 分散避難の促進
- 三密を防ぐ避難所づくり

(2) 課題

複合災害への対策として三密の回避を実施すると、人と人との距離を保つ等、施設内の一人当たりの占有面積が増加することとなります

(3) 対策と方向性等

対策	方向性	具体的な取組
避難行動の多様化により避難者数を減らす	避難所への避難者以外に、「在宅避難者」「縁故避難者」を促進し、避難所避難者数の減少を図る	避難方法・避難先等、避難に関する注意事項を取りまとめ啓発を図っていく
	車両での避難場所を確保する(風水害を想定)	公共施設及び民間事業者の協力要請を図る
避難所・避難場所の拡充等	避難所の床面積の拡充	施設内において、使用可能な場所は全て使用する
	学校以外の公共施設の活用による避難所の拡充	地域防災計画において、避難所以外の別用途に指定されている施設についても避難者を収容する
	使用施設の消毒	使用した施設は、消毒を行う

(4) 各対策部への依頼事項

コロナ禍における複合災害においては、多くの避難所を開設するなど、新たなる対応が迫られます。また、近年の自然災害はより激甚化の傾向にあります。

昨年の台風19号の対応においても多くの職員の協力を得ながら災害対策を実施しましたが、今後はより多くの職員の協力を得なければならないと考えています。

よって、より複雑化した自然災害への対応において、各対策部所掌事務の範囲を超えて、各種の対応をお願いする事があります。

詳細については、防災安全課より調整を図りますので、ご理解とご協力をお願いします。

(5) 多摩市地域防災計画との整合性

多摩市地域防災計画の修正より先行し、各対策部とコロナ禍における災害対応を実施した後、次回の修正の際に、自然災害と感染症との複合災害の観点も踏まえて修正を行います

3 情報発信の整理

これまで、新型コロナウイルス感染症対策として多くの情報を市民へ提供してきました。一方、国や都など、新型コロナウイルス感染症対策が更新され考え方が変わるなど、日々進化しています。

そこで、現在、市民へ発信している情報を改めて精査し、最新の情報を提供するよう、見直しを実施してください。(特に HP は留意してください)

各部からの情報提供

1 議会災害対策連絡会（令和2年6月1日開催）の報告

別添資料のとおり

2 PCR検査センター実績（令和2年5月14日～6月2日）

受検者人数 25人（全員陰性）

本部長指示

行政の責務として、以下の点に留意しつつ施設の運営に当たること

- ・ 市民活動の場を確保できるよう充分工夫すること
- ・ 市民の健康を維持するのに必要な取り組みを継続すること
- ・ 現在の状況が続くことが原因で健康を害するのを防止すること
- ・ 今後も国や都の支援に加え、多摩市として目配りをしながら対応を行っていく